

守口市いのちを支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、守口市いのちを支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 守口市自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、健康福祉部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に学識経験者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庁内連絡会議)

第6条 推進本部の円滑な運営のため、推進本部に庁内連絡会議を設置する。

- 2 庁内連絡会議は、本部長が別に定める者をもって組織する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、庁内連絡会議に学識経験者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、自殺対策所管課において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

別表 (第3条関係)

危機管理監 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 環境部長 こども部長 都市整備部長 教育委員会指導部長
--